

## 大規模事業評価の答申への対応方針について

政策地域部政策推進室

平成 27 年 11 月 27 日

平成 27 年 7 月に岩手県政策評価委員会に諮問し、平成 27 年 11 月に答申を受けた大規模事業の事前評価及び再評価について、対応方針が決まりましたのでお知らせします。

### 1 大規模事業評価専門委員会の審議経過等

経 過	概 要	
政策評価委員会への諮問	次の事業について、平成 27 年 7 月 14 日に諮問。 <u>大規模施設整備事業の事前評価（基本構想後）</u> ・みたけ学園・みたけの園整備事業＜保健福祉部＞ <u>大規模公共事業の再評価</u> ・築川ダム建設事業＜県土整備部＞ ・木賊川広域河川改修事業＜県土整備部＞	
パブリック・コメントの実施	パブリック・コメントを実施したところ、次のとおり意見が提出された。 ・みたけ学園・みたけの園整備事業 1 件 ・築川ダム建設事業 18 件 ・木賊川広域河川改修事業 2 件	
専門委員会での審議	第 1 回専門委員会 (平成 27 年 7 月 29 日開催)	・ 諮問審議
	第 2 回専門委員会 (平成 27 年 8 月 21 日開催)	・ 現地調査
	第 3 回専門委員会 (平成 27 年 9 月 18 日開催)	・ 継続審議
	第 4 回専門委員会 (平成 27 年 11 月 9 日開催)	・ 継続審議、答申案の検討
答 申	平成 27 年 11 月 11 日に政策評価委員会から「県の評価は妥当」との答申を受けた。	

### 2 大規模事業評価の答申への対応方針

大規模施設整備事業の事前評価

別紙 1 のとおり

大規模公共事業の再評価

別紙 2 のとおり

大規模事業 事前評価答申結果一覧表

保健福祉部

番号	区分	事業名(市町村名)	事業計画				総合評価		答申結果
			着手年度	完成年度	主な事業内容	総事業費(百万円)	対応方針案	理由	
1	施設	みたけ学園・みたけの園整備事業 (盛岡市、滝沢市)	28	32	福祉型障害児入所施設 約1,730m2 障害者支援施設 約2,910m2 管理部門 約1,500m2	2,673	事業実施	<p>○みたけ学園・みたけの園は開設から30年以上経過し施設の老朽化が進むとともに、個室面積が現在の基準と比較すると狭小である等、構造上の制約から、個々の障がい特性に応じたきめ細やかな支援が困難な状況にある。</p> <p>○みたけ学園は、行動障がいや虐待などにより手厚い支援が必要な措置児童などの障がい児に対応し、家庭的な雰囲気の中でそれぞれの障がいに応じた専門的な支援を行うため、原則全室個室、ユニットケアを実施できる施設を整備する必要がある。</p> <p>○みたけの園は、重い障がいのため常時介護を要し、在宅での生活が困難な者に対し、プライバシーを確保し、それぞれの障がい特性に応じた支援を行うため、原則全室個室の施設を整備する必要がある。</p> <p>○併せて、みたけ学園・みたけの園ともに、地域で生活する障がい児・者や家族のニーズに対応した在宅福祉サービスを充実する必要がある。</p> <p>○上述の必要性を踏まえながら、「みたけ学園・みたけの園整備基本計画」に基づき、改築整備に向けた取組を確実に推進することとしている。</p> <p>○環境、景観への影響についても、岩手県自然環境保全指針、岩手県景観条例及び盛岡市景観条例に照らし、支障となる要因はない。</p> <p>○以上のことから、「事業実施」が妥当であると判断したものである。</p>	「事業実施」とした県の評価は妥当

## 保健福祉部

## 大規模施設整備事業の事前評価の答申への対応方針（案）（平成 27 年 7 月 14 日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成 27 年 7 月 14 日付け政推第 126 号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。</p> <p>記</p> <p>事業名 みたけ学園・みたけの園整備事業</p> <p>審議結果 「事業実施」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を実施する。</p> <p>なお、今後の整備にあたっては、一層のコスト縮減に努めるとともに、事業効果の早期発現を目指す。</p>

大規模公共事業 再評価答申結果一覧表

番号	課 名	事 業 名	路 線 名 等 箇 所 名	事 業 計 画			再 評 価 結 果							再評価 の要件	答申結果	
				着手 年度	完了 年度	総事業費 (百万円)	事業進捗状況		社会経済情勢			総合評価 (対応方針案)				
							進捗 状況	計画 変更	社会 経済	評価 指標	自然 環境					
県土整備部																
1	河川課	やながわ 築川ダム建設事業	一級河川北上川水系 築川	H4	H32	53,000	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」 とした県の評 価は妥当
2	河川課	とくさ がわ 木賊川広域河川改修事業	木賊川	S61	H39	13,748	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」 とした県の評 価は妥当

※再評価の要件：

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して6年度又は10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業（再々評価、再々々々評価）
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業（地域高規格道路及びダム事業に限る）
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）

## 県土整備部

## 大規模公共事業の再評価の答申への対応方針（案）（平成 27 年 7 月 14 日付けで諮問したもの）

内 容	対応方針案
<p>平成 27 年 7 月 14 日付け政推第 126 号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業名 築川ダム建設事業 審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続実施する。</p> <p>なお、今後の整備にあたっては、地域からの早期整備に対する要望を踏まえ、事業効果の早期発現を目指す。</p>
<p>2 事業名 木賊川広域河川改修事業 審議結果 「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。</p>	<p>答申において評価内容が妥当と認められたことから、事業を継続実施する。</p> <p>なお、木賊川沿川では家屋や資産が集中しており、地域からの早期整備に対する要望を踏まえ、浸水被害の軽減に向けて引き続き事業の推進を図っていく。</p>